



寺部法律事務所ニュースレター

2012年から、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとしてお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。



残業代請求 / 弁護士加入のお知らせ

最近、残業代について、ご相談を受ける機会がありました。今回のニュースレターでは残業代についてふれたいと思います。

労働基準法36条の協定を所轄の労働基準監督署に届け出て、タイムカードがあり、タイムカードが正確に打刻され、タイムカードに基づいて残業代を計算して支払っているという会社は、さほど多くないと思います。

実際に、残業はさせているけれど残業代は支払っていないという中小企業は、相当数あると思います。

しかし、実際に紛争が発生し、訴訟や労働審判などの形で裁判所に持ち込まれると、使用者側の言い分が認められないケースが多く見受けられます。「基本給に残業代が含まれている」「管理監督者である」などの言い分は、認められないことが多いと思われます。

東京地裁平成20年1月28日の判決は、ファーストフード店の店長について、管理監督者に該当しないと判断し、残業代の請求を認めています。「店長」「課長」といった名称ではなく、その職務内容や権限の内容が問われており、多くの中小企業にとって、管理監督者に該当する従業員はわずかではないでしょうか。

厳しい経営環境の中で、残業代は企業にとって死活問題となりかねません。使用者側が労働法の理解を深め、リスクを限定していくことが必要だと思います。法律問題でお困りの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。

当事務所では、平成25年1月から、伊藤美穂弁護士が加入しました。

女性弁護士が加入したことにより、離婚事件、相続事件をはじめとする家事事件について、女性ならではの視点からも取り組むことができるようになりました。

何かございましたらお気軽にご相談、ご紹介ください。

お問合せ **寺部法律事務所** 弁護士 寺部 光敏

電話番号 0532-52-0991 FAX 0532-52-0992 <http://www.terabe-law.com/>

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3丁目101-2 リバーサイドビル3階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談